

## 議員定数の考え方について

### 1 法律上の定め

#### (1) 地方公共団体の議会の議員の定数について（地方自治法）

地方公共団体の議会の議員の定数は、条例で定める。

（平成23年の改正により、議員定数の法定上限が撤廃された。）

#### (2) 地方公共団体の議会の議員の選挙区について（公職選挙法）

- ・ 指定都市については、区の区域をもって、市の議会の議員の選挙区とする。
- ・ 各選挙区において選挙すべき議員の数は、人口に比例して条例で定められなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

### 2 学識者の見解

#### (1) 第17回市会改革推進委員会（9月13日）での法政大学教授 廣瀬克哉氏講演から

議会の定数は以下のような観点から判断をしていくべきである。

- ・ 議会では、どのような審議が必要か。
- ・ 審議を行うに当たっては、委員会は幾つ必要か。
- ・ 各地域の多様な住民の意思を把握し、審議の場に出すには、選挙区の中で何名の代表が出てくるのが望ましいか。

#### (2) 一般社団法人日本経営協会主催「地方議員の定数・報酬等の考え方と議会改革」講座（7月23日）での全国市議会議長会法制参事 廣瀬和彦氏講演から

<議員定数の基準>

##### ① 常任委員会数方式

委員会で適正な審査ができる人数を基に定数を決定する。

##### ② 人口1万人に1人方式（1万人に根拠はない。）

##### ③ 住民自治協議会方式（又は小学校区方式）

地域のコミュニティから最低1人の代表を選出する。

##### ④ 議会費固定方式

歳出に占める議会費の割合を固定し、議会運営費等を除いた額で、定数と報酬を決める。